

本年度 永代経法要 並びに新本堂上棟式厳修

聞思

発行
浄土真宗本願寺派
田野山 西敬寺
題字
西敬寺書道教室講師
小山 泰潤 師

長命寺様のご本堂をお借りして、
参列者全員が、住職の説明の後、
音楽に合わせてお勤め致しまし
た。広いご本堂一杯に、報恩感謝の
お念仏が響き渡りました。



記念法話は、岐阜県高山市からお
越し頂いた本願寺派布教使の
朝戸臣統先生が「光の浄土」と題し
て、やさしく、丁寧にお取次ぎ下さ
いました。
大きく頷かれながらお聞きにな
る、皆様のお姿が印象的でした。

上棟式は、雨が心配されましたが、
北野建設様が、西敬寺境内にご名号
中心に設営して下さい「お召しの
儀・槌打ちの儀」をお披露目くださ
いました。
また、建設委員会の皆様にお祝いの
「餅まき」を行って頂き、和やかに
御斎（懇親会）へと移りました。



ご奉納申し込み状況 (平成30年6月30日現在)

総額 1億1590万円

【門信徒合計】 1億395万円 (365戸 2079口)

【門信徒以外合計】 195万円 (有縁の13名の方より)

【住職準備金】 1000万円

ご奉納口数内訳

口数 (金額)	お申し込み数
60口 (300万)	1
30口 (150万)	1
20口 (100万)	8
12口 (60万)	1
10口 (50万)	34
8口 (40万)	1
7口 (35万)	18
6口 (30万)	27
5口 (25万)	217
4口 (20万)	6
3口 (15万)	3
2口 (10万)	15
1口 (5万)	33
その他 (特別奉納)	13
合計	378

【ご参考】お振込口座

ゆうちょ銀行	口座記号番号 00590-9-52102
八十二銀行 朝陽支店	口座番号 380890
長野信用金庫 古里支店	口座番号 0160885
ながの農業協同組合長野平支所店	口座番号 0085200
長野銀行 柳原支店	口座番号 8815539
振込先 (各機関共通) : 宗教法人西敬寺	
住所 : 長野市南堀 336 電話 : 026-243-5570	

本堂建設事業中間報告 第四期 (平成三十年四月～六月) 奉納期間を終えて

昨年四月より、ご協力頂いており
ます御奉納お申し込み期間も、残す
ところ最終の第五期 (平成三十年
七月～十一月) となりました。

また、口数を増やすにあたり、事務
手続きに関してお問い合わせを頂い
ており、重ねてのご協力に深く感謝
申し上げます。

反映させて頂きませう。
ご対応が遅く大変失礼致しており
ますが、何卒ご容赦下さいませ。
また、お振込以外の方法にて、ご検

現在のお申し込み状況は、左の表
の通りですが、第四号にてご報告致
しました建設費の大幅な増額をご
心配頂き、お申し込み口数の増や
し、すでにご入金頂いた方がいらっ
しゃいました。

増額して頂いている皆様、並びに
今後、お振込をご利用しての追加奉
納をして下さる方には、お預かりし
ております「御懇志奉納申込書」を当
方にて修正させて頂き、受領証に

討の頂いている皆様には、先ずは、お
電話にて住職にお問い合わせ頂きま
すよう伏してお願ひ申し上げます。



順調に工事は進んでおります。お盆前には、大屋根の銅ぶき工事が完了予定です。

(7月20日撮影)

第二期奉納期間後の補正予算に関する見直しを建設委員会にて行っております。

奉納見込み額に関して、下方修正を致しましたが、第五期終了前に予算額を超えた場合につきましては、現在、各種金融機関と交渉中の借り入れ金額を抑えることが出来ます。

今後の寺院運営の安定に直結してまいりますので、建設委員会を中心に慎重に見直しを重ねて参ります。何卒、状況を御斟酌頂き、ご協力頂きますよう。お願い申し上げます。

第4期奉納期間終了時点 補正予算(収入)

NO	項目	予算額	補正予算額	増減	備考
1	奉納申込額	107,000,000	103,950,000	9,550,000	365戸より 平均申込口数 約5.6口(約28万円)
2	奉納見込み額		12,600,000		
3	特別奉納額	0	1,950,000	1,950,000	13名の門信徒以外の方々からの自発的なご奉納
4	住職準備金	10,000,000	10,000,000	0	
5	借り入れ	20,000,000	30,000,000	10,000,000	
6	合計	137,000,000	158,500,000	21,500,000	

第4期奉納期間終了時点 補正予算(支出)

NO	項目	予算額	補正予算額	増減	備考
1	測量費	432,000	394,540	37,460	
2	地盤調査費	756,000	626,940	129,060	
3	本堂耐震調査費	972,000	972,000	0	
4	設計料	7,000,000	7,000,000	0	
5	納骨堂申請調査	0	6,480	6,480	納骨スペース設置に関する行政書士への相談料
6	建築審査申請	0	41,200	41,200	民間業者に委託
7	建設費	112,968,000	132,624,000	19,656,000	
8	施工管理	3,000,000	3,000,000	0	
9	契約印紙代	0	60,000	60,000	
10	内陣修復	4,471,200	4,120,200	351,000	
11	音響設備	1,080,000	1,080,000	0	
12	備品購入	2,160,000	540,000	1,620,000	椅子・テーブルの新規購入見送り
13	記念品	1,620,000	1,215,000	405,000	旧本堂の木材を利用した男女念珠セット
14	外構工事費	0	2,160,000	2,160,000	外構工事・門移設・植栽関係
15	郵送費	216,000	216,000	0	
16	印刷費	324,000	200,000	124,000	
17	掛け軸修復費	0	280,800	280,800	聖徳太子像・七高僧像
18	蓮如上人御影	0	415,000	415,000	本山への申請冥加金
19	定紋(下がり藤)	0	320,400	320,400	
20	内陣照明	0	300,000	300,000	
21	予備費	2,000,800	2,927,440	926,640	奉納見込みを勘案して外構工事費の増額を検討
18	合計	137,000,000	158,500,000	21,500,000	

お盆期間中のご案内

八月十三日～十六日

午前六時半～午後六時

仮本堂にてご自由に

お参りください

期間中、住職は新盆参りにて不在となりますので、坊守・前坊守が、対応致します。ご理解の程、よろしくお願い致します。

尚、毎年十六日に行っておりますお盆合同法要にしましては、空調が不備の仮本堂での法要が、気温上昇化の中、危ぶまれることから中止とさせて頂きます。

*八月十一日は、午後三時～四時、十二日は午前十一時～十二時に、仮本堂にて四十九日法要を承っております。該当するお時間は、ご参拝をご遠慮頂きたく、重ねてお願い申し上げます。

非戦の鐘

平和をうたう集い

8月15日

同封のチラシのように、隣寺の長命寺様の本堂・境内にて「非戦の鐘と平和をうたう集い」が開催されます。日々のお参りの中で、戦争の悲惨さが少なくなりまして・・・

振り返れば、ご家族やご友人にも語られなかった過酷な体験を私に伝えて下さっていたのかもしれないと感じます。心に刻まれた言葉に、「戦争とは何か？」

人を狂わす・・・
狂った人が、戦争を始めたのか？
イヤ、戦争で狂っていった・・・
俺も狂った」
が、あります。皆様はどうお感じになりますか？

参加者の高齢化しております。是非、ご家族お誘い併せてお運びください。
社会に対して声を上げるその一歩が、近しい家族や友人に声をかけて行くことではないでしょうか？

【洗浄前】 お仏壇出張簡易洗浄 【洗浄後】



幅60cmまで 54,000円(税込)～
◆内扉 21,600円(税込) ◆外扉 21,600円(税込)

幅90cmまで 86,400円(税込)～
◆内扉 34,560円(税込) ◆外扉 34,560円(税込)

伝統的な修復、本格的なおせんたくも承ります。
お仏壇をお預かりし、手作業で本格的なおせんたくも承ります。くわしくはお問い合わせください。

いいやま・愛宕寺町雁木通り **明石佛壇店** TEL 0269-62-0667 簡易洗浄を動画でご覧になれます。



本山（西本願寺）常例布教

日時	場所
9月7日 14:00~15:30	西本願寺聞法会館
19:00~20:00	
8日 14:00~15:30	西本願寺聞法会館
19:00~20:00	
9日 6:00~7:00	西本願寺 御影堂
14:00~15:30	西本願寺聞法会館
19:00~20:00	
10日 6:00~7:00	西本願寺 御影堂



住職とご一緒に「ご聴聞」しませんか？

本願寺津村別院（通称：北御堂）秋季彼岸会



日時	場所
9月20~22日共通	本願寺津村別院（北御堂）
7:00~8:00	本堂
11:10~12:00	二尊堂
14:10~15:00	

上記の日程にて、住職が布教のご縁を頂いております。詳細に関しましては、
 西本願寺 HP → <https://www.hongwanji.kyoto>
 本願寺津村別院 HP → <http://www.kitamido.or.jp>
 にて、ご確認下さい。関西地区にお住まいのご家族・ご親族の方々がいらっしゃいましたら、是非ご案内下さいませ。
 また、この機会に本山ご参拝をされてみては如何でしょうか？



(本館) 平成7年度
グッド・デザイン
施設選定施設部門受賞 1995

まちに調和し、
 暮らしを創造する。

建築は街並みや風土に大きな影響力があり、
 時として地域社会の環境をも変えてしまうこともあります。
 私たちは常に「環境の中の建築」を意識し、幅広い空間造形が、
 行える組織でありたいと願っております。
 社員全員が、建築を通じて文化向上の一端を担っている気概を持ち、
 確かな技術に基づく新しい試みに挑戦します。

いまどきの終活の作法～大切なひとに負担をかけないために～

第3回 遺言とエンディングノートを準備しましょう

皆様、こんにちは。行政書士の伊藤安芸です。今回は終活を考える誰もが真っ先に思い浮かべる「遺言」と「エンディングノート」についてその違いや役割、それぞれのメリット・デメリットからトラブルを未然に防ぐ方法について解説させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

皆さんは、ご家族や大切な方にどのようにご自身の希望や思いを伝えようとお考えですか？

「死んだら焼いてくれればそれでいいよ。あとのことは任せるから。」とか「うちには大した財産なんてないから家族で話し合っただけで分けてくれ(るだろう)。」なんて言っていないですか？この言葉だけ聞くと未練もなくとても潔くシンプルな印象さえ受けそうです。しかし、これは大きな間違いです。前者の発言では、ご遺体を荼毘に付すのは今や当たり前ですが、その後どのようなお葬式にするのか、どの範囲の人間関係まで知らせるべきか、どこに埋葬するのかなど、ご遺族は途方に暮れてしまいます。故人が喜ぶようなお見送りをしたいと考えるご遺族やパートナーならなおさらです。また、遺産についても案外すんなりまとまらないものです。裁判で争われる遺産分割の件数の内、遺産総額が5千万円以下では全体の40%、さらに1千万円以下でも30%を占めるほどです。遺産が少ない方が争いになるのが実態です。何より困ったことに、ご自身はこうした問題が起きたときにはもうこの世にいないので希望を伝えることも、諫めたり仲介することも出来ないのです。



遺言とエンディングノートで準備する

遺言と聞くと「なんだか縁起が悪い」とか「まだ早い」と仰る方が多いのですが、これも誤った認識です。遺言は民法で書き方や効力などが定められた法的効力をもつ文書です。法的効力が発生するため本当に本人が書いたのか、本人の意思があったのかが重要になりますので判断能力が衰えたりしてからでは遅いのです。遺言は遺言を書いた人(遺言者)が亡くなることでその内容に法的効力が発生します。効力が発生することは大きく分けると次の4つです。①身分に関する事(認知や後見人の指定など)②相続に関する事(廃除や相続分の指定など)③財産の処分に関する事(遺贈など)④その他(執行人の指定など)。それぞれの詳しい内容は今回は割愛しますが、遺言を準備することで様々なトラブルを防ぐことができます。次にエンディングノートです。エンディングノートは書店でも様々なものが販売されているとおり、その内容・書き方などは自由ですが法的効力もありませんので、相続や財産に関して書き

記しても実現されない可能性生もあります。しかし、エンディングノートには財産状況や認知症になった場合どのような介護を希望するか、また終末医療や臓器提供に対するご自身の考え、お葬式や供養に関する希望など、遺言では指定できないことも記入することが出来るので万が一の場合家族にとってとても助かるツールです。さらにこれまでの生い立ちや自身の歩み、交友関係や好きな音楽などの記載が出来るものも多いのでご家族にとっては故人のこれまで知らなかった面や意外な面を知る役割も期待できます。因みによく引き合いに出される「遺書」とは亡くなる方や死を覚悟した方が個人的に残すメッセージのことで法的効はなく、遺言やエンディングノートとは全く性格が違います。

まとめ

①遺言

- ・民法で決められた形式で準備することで法的効力を発生させることができる。
- ・指定できることは民法で決められている。

②エンディングノート

- ・決まり事などなく事由に書くことができるが法的効力はない。
- ・遺言だけでは伝えられない意志や希望、考え、好み、生い立ちなどを伝えることができる。

③遺言とエンディングノートの比較

	遺言	エンディングノート
法的効果	あり ※民法で決められた範囲 死後に有効	なし
書き方	法律で決められた書き方	特になし
書き直し	一定の手続きを経て可能	事由に書き直せる
費用	自筆証書遺言 ほぼ0円～ 公正証書遺言 数万円～	市販 千円前後～
内容	①身分 ②相続 ③財産の処分 ④その他	医療や介護、葬儀や供養、 生い立ちや交友関係など自由

3回目となる今回は終活でよく見聞きする「遺言」と「エンディングノート」について、その違いやそれぞれの特徴に触れました。両者とも優れた点があるので、どちらも準備して万全を期するのが理想ですが、皆様の実情にあわせてどちらか一方を準備されるのもアリかと思えます。特に遺言に関しては「まだまだ早い。縁起でもない！」などと思いがちですが、本文でも述べたように判断能力が衰えてからでは何もできなくなってしまいますので「まだ早い」と思っているときこそ「ベストタイミング」ととらえて一歩踏み出してみましよう！
次回は、最近注目の手法「家族信託」について解説していきます。

—ご意見・ご要望・ご質問などお気軽にお寄せ願います—
伊藤 安芸：行政書士伊藤安芸事務所代表
(行政書士・家族信託普及協会会員・葬祭カウンセラー)
TEL026-219-6373 メール y-itoh@office-angei.com

お寺でお葬式という選択

「お寺でおみおくり」のご提案

御本尊があり、祭壇があるお寺の本堂
荘厳な格調高い空間で、過剰な設営の必要もなく
ご自身が思ったとおりの予算で安心して任せられる

慣れないお葬式だからこそ
いつも暮らしている地域の自分たちのお寺で
普段どおりの生活の中にいる家族とともに
最後のお別れの時を過ごす
そんな家族との思い出を
「お寺でおみおくり」は大切にしています。

お寺でおみおくり3つの特徴



1

ご本尊様のある荘厳な本堂で
たいせつなご家族をおみおくり



2

費用はホールで行う
家族葬の約半額



3

ご不安な手続きや、お寺さんとの
打ち合わせも全てお任せ

92.8%の葬儀を経験された方が「生前に葬儀の情報を集めれば良かった」とお答えになりました
(平成30年度 当社団法人調べ)

事前相談のすすめ

いざという時困らないためにも、一度お寺でのお葬式について考えてみませんか。
普段は考えることがないお葬式のこと。事前に葬儀に関することを知っておくことが大切です。

無料で「お寺でおみおくり」セットを差し上げます。ご葬儀に関する資料を各種ご用意しております。ご請求ください。



- お寺でおみおくりパンフレット
- ご葬儀のながれ
- 葬儀種類別内訳書
- お見積書
- 手続き一覧表など

葬儀の事前相談は「お寺でおみおくり」だけでなく、所属寺住職にも相談することが大切です

お寺でおみおくり

一般社団法人日本寺葬協会

年中無休24時間対応



0120-016-598

〒380-0913 長野県長野市川合新田字村西804-2

<https://www.oteomi.or.jp>

お寺でおみおくり



おてらで ごくよう